

## 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類」へ移行後の

### 発熱外来診療につきまして

令和5年5月8日より、新型コロナ感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行します。

当院はこれまで「診療・検査医療機関」として、かかりつけ患者様のみ発熱時対応させていただいておりましたが、**5類へ移行後も「外来対応医療機関」として、かかりつけ患者様のみ対応させていただきます。**

クリニックがプラチナマンション聚楽建物内の閉鎖された空間にあるため、他の患者様あるいはマンション住人の方々への感染リスクを考える必要があります。

このため、まずは**今まで同様お電話でご相談いただき**、もし必要と判断すれば**プラチナマンション聚楽建物の外で診察**いたします。

ご理解とご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

2023年（令和5年）5月8日

聚楽内科クリニック 院長 武本重毅